

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第4号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(参事官) 第35条 警務部に<u>4人</u>、生活安全部、刑事部及び交通部に各2人、警備部に<u>1人</u>の参事官を置き、警視正の階級にある警察官をもって充てられるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>2 略</p> <p>(公安委員会補佐官) 第36条の2 警務部に、公安委員会補佐官1人を置き、<u>警視の階級にある警察官</u>をもって充てる。</p> <p>2 略</p> <p>(課長等) 第37条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総務課、人事課、会計課、生活安全企画課、地域課、<u>捜査第二課</u>、交通企画課、<u>交通規制課</u>及び公安課に置く課長は、参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(参事官) 第35条 警務部に<u>5人</u>、生活安全部及び交通部に各2人、<u>刑事部及び警備部</u>に各<u>1人</u>の参事官を置き、警視正の階級にある警察官をもって充てられるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>2 略</p> <p>(公安委員会補佐官) 第36条の2 警務部に、公安委員会補佐官1人を置き、<u>参事官の職を占める者</u>をもって充てられるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(課長等) 第37条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総務課、人事課、会計課、生活安全企画課、地域課、交通企画課、<u>運転免許課</u>及び公安課に置く課長は、参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、平成20年3月24日から施行する。